

令和5年10月20日

所属長様

町長

令和6年度予算編成方針

地方財政審議会¹において、地方自治体の使命は、どのような将来を迎えるにせよ、いつの時代も変わることなく地域に暮らす住民の生活・日常を支え、必要な行政サービスを提供すること、そして目指すべき地域の姿は、どのような地域であっても、どの時代に生まれたとしても、住民に安心と安全、そして満足度を高めて幸せをもたらし、社会経済の変化にも対応する活力ある多様な地域社会とされている。

能勢町を取り巻く環境は、現在の日本の縮図であり、能勢町は、他の地方自治体に先駆けて地域社会が抱える課題に対応していかなければならない。これまでも「行財政改革プログラム」²に基づいた不断の改革により行政の持続可能性を高めつつ、新学校や新庁舎の建設など新たな「町のかたち」の基盤となる公共施設の再編整備に取り組んできたところである。今、私たち行政が将来を見据えて、果たすべき使命は、社会の大変革に柔軟かつ的確に対応し、人々の生活に必要なサービスを戦略的に再構築することである。職員各位においては、「第6次総合計画」で示された目指すべきまちの姿をしっかりと見据え、一丸となって、その職責を果たされたい。

以上により、今一度、「どのような行政サービスを、どのような人々に、どのような水準で提供していくのか」という原点に立ち返り、政策効果が乏しい歳出を徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換する、いわゆるワイズスペンディングを引き続き実行することによって、限られた資源である財源、人材を有効に配分した「価値ある予算」となるよう令和6年度の予算編成事務にあたってもらいたい。

¹ 総務省所管の審議会（総務省設置法第8条）、令和5年5月25日「活力ある多様な地域社会を実現するための地方税財政改革についての意見」より引用

² 平成26年3月策定「能勢町行財政改革プログラム」

【予算編成の基本的事項】

1. 令和6年度は昨年度に引き続いて“枠配分方式”による予算編成手法による編成とするので、各所属長は予算編成事務の流れはもとより、施策課題への取組み手法及び費用対効果等に留意をしつつ、効果的な予算の編成に努めること。なお、枠配分にとらわれることなく、令和4年度に決算不用額が生じた事業については、不用額を勘案して、予算の圧縮に努めること。
2. 歳入全般に渡り増収策を図り、予算計上すること。なお、小額であっても遺漏なく計上すること。また、歳入歳出全般に渡り、積算根拠を省略して予算要求を行うことは厳に慎むこと。
3. 事業計画要求ベースにおいて歳入歳出の不足を確認するため、事業計画で要求のあった全事業について仮計上したところ、仮計上において一般財源ベースで大幅な歳入不足が見込まれることから、別紙「令和6年度事業採択方針」のとおり判断を行っている。一覧表において、不採択と判断された事業は令和6年度当初予算への計上は行わないものとする。条件付採択については、備考欄に記載している事項を踏まえ予算の要求を行うものとする。なお、計上する事業であっても事業計画ヒアリングにおいて疑義や意見のある点について、十分に留意の上、予算要求をされたい。
4. 政策的課題及び来年度以降の制度設計、事業内容の確定していない施策等については、早急にその方向性を決定し、令和6年度予算に反映させること。
5. 枠配分方式により予算案を取りまとめるにあたり、予算要求基準を下記の通り定めるので、積算の参考にすること。
 - ① 3.に示す「令和6年度事業採択方針」の事業以外の新規裁量事業について予算要求は可能である。但し枠配分や裁量事業の再編・改廃

により生ずる一般財源にて対応すること。

- ② 事業計画調査に反映されなかった経常経費の減額相当額の一般財源は留保すること。
- ③ 国庫補助、府補助等の特定財源を持つ事業において、補助率の引下げ等が発生した場合は、事業費そのものの縮減に努めること。
- ④ 人件費については、事業計画調査において提出された総人件費見込に留意しつつ、可能な限り総人件費の抑制に努めること。
- ⑤ 物件費については、抑制に努めつつ、真に必要な費目において計上すること。
- ⑥ 維持補修費については、公共施設等総合管理計画を踏まえ、各施設の適切な維持管理を行うための修繕費を要求すること。また具体的な修繕対象物件や必要経費が判明している場合は積算根拠を明記すること。
- ⑦ 扶助費については、各事業における自然増減による支給対象者の増減並びに法令改正による支給単価の増減を適正に見込み、特に過年度の当初予算と決算の乖離について分析を行い、要求額が過大にならないよう要求すること。
- ⑧ 補助費等については、団体補助金の一層の見直しを図るとともに、実績を踏まえた予算化に努めること。また、一部事務組合等への負担金は、当該団体との連携を密にしつつ、適正範囲において要求すること。
- ⑨ 各特別会計等への繰出金は、繰出基準を遵守すること。基準外繰出を要する場合は、精査の上、ヒアリング時に財政担当と協議すること。
- ⑩ 工事請負費、備品購入費等の積算にあたっては積算基準等の参考資料を十分に精査するものとし、積算基準によりがたい場合は過年度に執行された入札結果等を参考に要求すること。

6. 今後、収支見込が変動することがありえるので、予算の最終調製については、令和6年度地方財政計画の確定をもって判断するものとする。